

1、新型コロナウイルス感染症について

(1) 高齢者施設での対応

日本共産党の氏平みほ子です。第7波のコロナ感染のピークは越えたように思われますが、感染者が急増したことにより、先月8月の全国の死者数は過去最多の7295人でした。

岡山県では、第7波での死亡数は8月末時点で、116人で、そのうち70歳以上が大半の94%を占めています。

高齢者施設でのクラスターが多発しましたが、多くの感染した高齢者が、その施設で留め置かれ、十分な医療が受けられないまま死亡されているのではと推測しています。ある施設ではクラスターが発生し、協力病院での入院受け入れが可能が確認していましたが、保健所から入院対象ではないとストップがかかったそうです。

医療が逼迫し、入院の優先順位があることは理解していますが、リスクが高く、急変しやすい施設入所の高齢者が後回しとなり、結果として高齢者の命が軽んじられているのではないかと感じています。そこで保健福祉部長にお尋ねします。

高齢者施設でクラスターが発生した場合の基本的な対応方針について教えてください。

次に、高齢者施設内で陽性者が発生した場合、真っ先に必要なことは、入居者・職員へのPCR検査ですが、検査費用は「かかり増し経費」として認められていません。多くの施設が検査への補助を求めています。支援すべきではないでしょうか。

そもそも、高齢者施設はコロナ陽性者の療養施設ではないはずで、陽性者が入院できず留め置けば、次々と感染を広げていくことになり、クラスターが拡大します。クラスター拡大の悪循環をどうすれば防ぐことができるとお考えでしょうか。

(2) 全数把握の簡略化

岸田内閣のコロナ対応は、まさに「成り行きまかせ」であり、感染者を減らす方針がありません。医療現場がひっ迫する中で、現場の負担軽減策として感染者の全数把握の簡略化が9月26日から全国で導入されることになりました。

医療現場は歓迎していますが、懸念もあります。感染者でも発生届けの対象外の方へのフォローアップ体制です。

県として、発生届対象外の方に対してどのようなフォローアップ体制を準備されているのでしょうか。知事にお尋ねします。

(3) 医療現場の実態等

医療現場の実態等についてお尋ねします。

第7波における県内医療現場の実態についてどのような認識をお持ちでしょうか。また、同じく第7波における県内の救急搬送の実態についてもどうお考えでしょうか。今後の対応と併せて、保健福祉部長お伺いします。

(4) 検査キット配送・陽性者登録センター

特に、感染爆発により発熱外来がパンク状態であり、多くの県民のみなさんから、熱が出てしんどいのに、なかなか医療にかかれない不満や不安の声を聞いています。

県は、こうした現状を踏まえて、発熱外来の緩和策として、「検査キット配送・陽性者登録センター」を設置しました。委員会からも要望のあったこのセンターを素早く設置したことは評価しています。

8月31日から対象者を20歳代に限定して開始され、9月7日からは18歳～49歳までと対象年齢を拡大されました。現時点での利用状況と課題について教えてください。保健福祉部長にお伺いします。

(5) 一般検査事業

国の事業であった「ワクチン・検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」が8月31日で終了しましたが、県は、無料の一般検査事業を再開しました。わが党は一貫して無料検査体制を要求してきただけに、一般検査事業の再開を歓迎いたします。

しかし、この一般検査事業も9月末までの1ヶ月間だそうです。未だ多くの感染者が発生している現在の状況を踏まえ、実施期間を延長すべきと思いますが、保健福祉部長にお尋ねします。

(6) 中小企業支援

今、中小企業はコロナ危機と物価高騰によるダブルパンチにさらされています。

まず、コロナ危機の長期化の下、最長3年間、実質無利子、無担保で借りられるコロナ融資による中小企業支援が行われましたが、岡山県制度での融資額はいくらでしょうか。

また、いよいよこのコロナ融資の本格的な返済が始まりますが、コロナ危機が継続しているうえに、物価高騰がおそいばかり、返済に窮し、倒産に追い込まれる企業が出るのが危惧されます。

中小企業の過剰債務に対して軽減・免除・返済猶予など、必要な財政的支援を国にもとめると同時に、県としても独自の支援策を講じるべきではありませんか。併せて、知事のご所見をお伺いします。

知事

共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症についてのご質問であります。

まず、全数把握の簡略化についてであります。国からは、発生届対象外の方に対しても、体調急変時に相談を受け、医師等の助言を受けながら必要な方を適切に医療につなぐことを求められております。

このため、県が従前から設置している自宅療養サポートセンターの活用など、発生届の対象外の方にも安心して療養いただける体制の検討を進めているところであります。

次に、中小企業支援についてであります。新型コロナウイルス感染症対応資金による融資額は、約 3,331 億円であります。

また、全国知事会等を通じて国に対し、返済条件の変更等、金融機関による柔軟な対応を可能とするなど、事業者の返済負担軽減に向けた提言を行うとともに、原油高等に対応する県独自の制度融資を創設したほか、県中小企業支援センターにおいて経営相談に応じるなど、引き続き、県内中小企業に寄り添った支援にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

保健福祉部長

お答えします。

まず、高齢者施設での対応のうち、対応方針についてであります。療養区分の決定にあたっては、症状や年齢など重症化リスクに基づき、入院等の判断を行っているところであります。

施設内で陽性者が発生した際は、施設の嘱託医や協力医療機関等により治療薬投与などの医療提供を行っていただいております。特にクラスターが発生した場合には、保健所や施設所管課、県クラスター対策班が連携し、感染制御と業務継続の支援を行っております。

次に、検査への補助についてであります。高齢者施設で感染が発生した場合は、保健所の判断により行政検査として、PCR 検査等を行っているところであり、今後とも適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、クラスターの拡大についてであります。第 7 波の医療逼迫状況の中で、症状や年齢などの重症化リスクに応じて、施設内での療養も行っております。

高齢者施設に対しては、平時から感染予防研修を行うとともに、施設内療養を行う際には、必要に応じ、保健所や施設所管課、県クラスター対策班が連携し、個人防護具の着脱指導やゾーニング等の助言など感染制御のための支援を行っており、引き続き、クラスター拡大の防止を図ってまいりたいと存じます。

次に、医療現場の実態等についてであります。感染者の急増に加え、医療従事者の感染等により、発熱外来や受入医療機関が逼迫した状況にあったと認識しています。

それに加え、救急外来に多数の発熱患者が来院したことなどにより、救急搬送困難事案も急増したと承知しています。

今後の感染拡大を想定し、県医師会、県病院協会等と連携しながら、医療提供体制のさらなる拡充を図ってまいりたいと存じます。

次に、検査キット配送・陽性者登録センターについてであります。運用開始から 12 日間の申し込みは 595 件となっております。

現時点では、特段の課題は認識しておりませんが、引き続き、医療機関の負担の軽減に資するよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、一般検査事業についてであります。この事業は、感染拡大傾向時に、各都道府県の判断により実施することとされており、実施期間の延長については、今後の感染状況等を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

9 月 2 日の全国知事会の提言でも、やはりこの簡略化した場合に、対象者の方が医療にきちっとアクセスできるのかという事がやっぱり問題だから、ちゃんとしてほしいということ全国知事会も求めておられます。こういう方はフォローアップセンターにご紹介をして、自宅療養をしているわけですが、このフォローアップセンターが機能するのでしょうか。万全に体制をとってあげないと、せっかくフォローアップセンターができて困っている人が右往左往するようなことになって医療に結局アクセスできなかったという事が起こりかねると思うので、そのあたりはどこまで体制を整えようとお考えでしょうか。

知事

全数把握を簡略化するという事で、それ自体は病院等から歓迎されるけれども、実際にフォローができるのかということでございます。これは大事なことでありまして、全国知事会としてもともとで言えば、そんなに大掛かりなことを感染の真っ最中にやるのはそれ自体リスクがあるので、入力作業を大胆に簡略化して欲しいという事を、もともと提言をしておりました。

当然明らかに重症化リスクが高い方について、色々な項目を入力するのは、これはある種当然のことですけれども、重症化リスクの低い人について、そこまで詳細に入れたデータがほとんど治療に使われることはないということですので、大胆に簡略化してほしいという事が、我々が期待しているほどには簡略化をされていない、依然として医療現場からは、この重症化リスクの低い人にここまでこのデータを入力するのはひとりひとりは大したことなくても、この実際人数が多いせいで大変だということで、県独自の対応ができるようになったわけでありまして、そこで求められたのが、その重症化リスクが少ないとみなされた人たちの、フォローアップのシステムはそれぞれの県で作ってくださいねということになりました。これは結構なかなか大変なことでありまして、そこで随分躊躇する県、まあ県が躊躇しなくても、そのそれは本当に大丈夫なのかと、保健所が考えても、これは不自然ではないことでありまして、かつまた、今度は全国一律ということですので、

この難しい、我々としては多くの県がそれぞれの現場の負担は軽くして差し上げたいけれども、その頻繁なシステムの切り替え、もしくは感染の途中で新たなシステムをそれぞれの県で作るということで、かえって混乱を招くようなことはしたくないという県が大半でありまして、我々自身、岡山県としても県独自でシステムを作って先行して現場の負担を軽くしたいと検討いたしておりましたけれども、実際我々がお救いしようと思っている医療現場の皆さま方から、「いやー、その気持ちは大変うれしいけれども、実際県のシステムが走り始めて、ほんの一週間・二週間で国の新たなシステムが走ってくると。たった1週間、10日程度のために別のシステムを使う事になるのは、ちょっとこのあんまり助けてもらったという実感がないと、いう声も多く寄せられているところでもあります。

少し長くなりましたけれども、この重症化リスクが低い方々にもしっかりフォローはしていく体制にしていかなければならないと思っております。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

保健福祉部長が、要するに、高齢者施設でクラスターが発生した場合でも留め置くことを前提に、そこで医療をするというふうな、そういう感じに受けとめて。私も思いましたけれども、高齢者施設で特養なんか週一回しか医者が来ないし、老健は基本的に看護師や医師がいても基本的にはそこは医療するところではないという、投薬もままならない、そういう状況の中で、本当にクラスターを止めることが、私は不可能に近いと思います。やっぱり違うところに移してあげないと。ご存じのように認知症の方が8割9割でうろろされる、マスクもしない。すごい濃厚な接触でケアをしないといけない、そこでどうやってクラスターを高齢者施設で防ぐのかということは不可能で、やはり考え方をきちっと持って高齢者施設での対策については、国も本気でそういう療養の場所を提供するという事は考えていなくて、留めおいて「そこで何とかやりなさい、医療を強化しなさい」みたいな発想ですけども、それでは解決にならないと思いますので、今後ともよろしくご検討をお願い致します。

2、社会的批判のある団体との関わりについて

(1) 霊感商法等による被害

旧統一協会と自民党を中心とした政治家との癒着が次々と明るみに出ています。この問題を曖昧にしてきた岸田政権への国民の批判は予想以上に強く、茂木幹事長は「自民党は教団との関係を今後一切持たない、仮に守ることができない議員がいた場合は同じ党では活動できない」と述べ、方針を順守できない議員に離党を求める可能性を示唆しました。

一切の関係を持たないと言っていますが、これまでの関係のどこに問題があって、どこ

を反省しているのか自民党は見解を示していません。しかも調査ではなく点検だと、議員個人まかせです。これでは関係を断つことなどできないのではないのでしょうか。

世論調査でも7割の国民が関係を断てないと答えています。また、何より関係の頂点にいた安倍元首相との関係をなぜ調査しないのか国民は納得していません。

地方行政における旧統一協会の関わりも問題になっています。

岡山県で長年、旧統一協会被害者の救済活動に携わってこられた弁護士の話をお聞きしました。

この弁護士によると、「旧統一協会は社会的批判の中で靈感商法から多様な商品の販売、マインドコントロールによる信者の多額献金へと資金集めの手口を変え、集団結婚式から 2 世の人権被害へと問題がより複雑で深刻になってきている」とのことでした。

岡山県内でも、これまで100件を超える相談が寄せられ、被害額も1億円を超えています。そこでお尋ねします。

このような旧統一協会による靈感商法等で多くの被害が問題となっていることについて、知事はどのような認識を持っておられるのでしょうか。

(2) 県有施設の貸し出し

全国靈感商法対策弁護士連絡会の資料によると、資料①にあるように 80 件近い関連団体があり、しっかり調べなければ、わかりづらいと言われていました。

みなさん、参考にしてください。だからうっかり後援してしまった、祝電を打ってしまったということも起きています。旧統一協会側は県や市の後援をもらったことでお墨付きをもらったことになり、彼らの反社会的な活動を応援する結果になることを肝に銘じなければなりません。

そこで県行政と統一教会の関係についてお尋ねします。まず県有施設の貸し出しです。

2013年、当時の桃太郎アリーナを統一教会第11地区主催による「天運相続特別還元祈願礼式」に貸し出しています。

当時、全国靈感商法対策弁護士連絡会はこうした団体に県有施設を貸し出すことは、協会の活動に県が賛同しているという誤解を生むと指摘し、申し入れを行っていますが、県からは回答はなかったそうです。

資料②が申し入れ書ですのでごらんください。こうした申し入れがあったにもかかわらず、再び2018年7月にジップアリーナ岡山での1万人イベント「復興祈念・2018孝情ピースフェスティバル」に貸し出しています。このイベントには県内出身の国会議員4人、県議9人その他地方議員も大勢参加しています。

2018年の貸し出しについて、統一教会の関連団体だという認識はなかったのでしょうか。また今後どうすべきとお考えでしょうか。土木部長に伺います。

みなさんのところにはありませんが、これが当時の 1 万人イベント、ジップアリーナでの集会でございます(パネル表示)。これは世界統一家庭連合広報文化局が作成をしたニュ

ースレターの一部ですけれども、ここで岡山で盛大なフェスティバルがありましたということ。そして、その中で、講演の中心であります文善進世界平和統一家庭連合世界会長が講演をされて、今大会のテーマ「世界平和は真の家庭から」に触れたうえで、韓鶴子さんのメッセージを傾聴してくださいという風なことを講演されておられまして、完全に旧統一協会の集会であったということがわかります。

(3) 後援

次にピースロードについて、伺います。

ピースロードとは、北海道から沖縄まで、統一協会の信者達が自転車に乗って、リレーでつないで縦走し、最終的に日韓トンネルにつないでいくという統一協会の大イベントです。

NHKの報道では、県をはじめ、県内全市と1町が後援し、首長が挨拶し、激励した市もあったそうです。

そこで県に情報開示請求をしたところ、実行委員長は岡山県議、共同実行委員長は統一協会関連団体である平和大使協議会の方であることが記載されていました。ピースロード2021は県内ほとんどの自治体が後援しているわけですが、県も後援しているのだから右に倣えとなった自治体もあったかもしれません。

ピースロードや旧統一協会と関連のあるスポーツイベントに関する後援依頼についても今後はしっかりと精査し、慎重な行動をとっていただきたいと思いますが、環境文化部長のご所見をお聞かせください。

(4) 家庭教育応援条例

また統一協会は、全国的に行政に影響を与えていることもわかってきました。

8月20日放送のTBS系列のテレビ番組「報道特集」によると、「統一協会は、地方自治体における家庭教育支援条例の制定を積極的に取り組んでいる」と報じられびっくり驚きました。

わが県でも今年の2月議会において、この条例案が出され、かつてない数のパブコメがよせられ、その7割が反対の意見であり、署名も22345筆集められ、大きな反対運動が起こりました。会派としても反対の立場で討論しましたが、採択されてしまいました。

そこで、岡山県でも統一協会と条例制定について関係があるのか調べ、わかってきたことがあります。

2018年11月3日に、県内で統一協会の関連団体である平和大使協議会主催の講演会があり、テーマは「家庭を支援する条例制定に取り組もう」というものであり、参加されたある県議のブログでは『価値ある時間を過ごした』とあります。

また、この条例制定を進めてきたある別の県議が、統一協会系の日刊紙である「世界日報」に大きく写真入りで登場し、岡山県での「家庭教育応援条例制定の狙い・岡山県議会議員に聞く」というタイトルのインタビュー記事が2022年4月15日に掲載されていました。

統一協会創始者の文鮮明が総裁に就任していた「世界平和連合」のホームページには、「社会の基本単位『家庭』の強化こそが、地域と国家の健全な発展を約束する」とし、「家庭力のある国 日本へ」という名目の活動内容として、家族政策推進 及び 家庭教育力向上に関わるセミナー・大会の開催、家庭政策推進への国民的理解啓発 及び 議員への提言活動などを上げています。

わが県の家庭教育応援条例においても、議員を通じて統一協会の考えが入り込んでいる条例であることは否定できません。

また統一協会は、LGBT、同性婚、夫婦別姓、性教育、男女共同参画、恋愛などを敵対し、純潔や家父長的秩序を重んじ、伝統的な家族観を重視する教義を持ち、ジェンダー平等に真っ向から反対しており、男女共同参画など県の施策に反する価値観を持っている団体であると言えます。

穿って考えれば、条例の実施において、たとえば、セミナーや研修会において、統一協会の息のかかった講師がどんどん派遣されてくるなどして、かれらの価値観を浸透させてくる可能性もあります。

従ってわが党としては、この条例は廃止すべきと考えております。この条例を実施する当局のお立場から、旧統一協会と家庭教育応援条例の関係をどのようにお考えになられるのか、知事と教育長にお尋ねします。

知事

お答えいたします。

社会的批判のある団体との関わりについてのご質問であります。

まず、靈感商法等による被害についてであります。国が設置した、当該団体に係る合同電話相談窓口において、相談内容は不明ですが、初日に155件の相談があったと聞いており、悩みを抱えている方が一定程度おられることをあらためて実感したところであります。

本県においては、近年、消費生活センター等に寄せられた靈感商法に関する相談は、年間数件程度であります。引き続き、相談者の事情に応じて、相談窓口の紹介や、助言・あっせんを行うなど、丁寧な対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、家庭教育応援条例についてであります。旧統一教会と条例との関係については承知しておりませんが、この条例は、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことが出来るよう、社会全体で応援するものであり、県民の皆様の意見も踏まえ、修正が加えられた上で制定されたものであります。

引き続き、条例に基づき、家庭教育の支援に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

県有施設の貸し出しについてであります。平成 30 年の貸し出しについて、旧統一教会の関連団体からの申請でありましたが、施設の利用許可にあたっては、県立都市公園条例の規定に照らして審査に行っており、今後とも、適切に判断してまいりたいと存じます。

以上でございます。

環境文化部長

お答えいたします。

後援についてであります。今回お話のイベントについては、当部で作成した基準に基づいて審査を行った上で講演したものであります。主催団体である実行委員会に旧統一教会の関連団体が含まれていたことは、その審査の過程では認識できなかったものであります。

スポーツイベント等に係る県の後援については、今後とも、できる限りの調査を行うなど基準に基づいて十分な審査を行い、適切な判断に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

教育長

家庭教育応援条例についてであります。旧統一教会と条例との関係については承知しておりませんが、県教委では、家庭教育は全ての教育の出発点として大変重要なものと考えており、条例制定前から家庭教育を支援する様々な取組を実施してきたところであります。

引き続き、条例に基づき、関係部署との一層の連携を図りながら、家庭教育支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

靈感商法との関係でお答えして頂いたのですけれども、この質問の主旨は本来この旧統一協会という団体に対する認識、ということを知事にお聞きしたかったんです。

行政事務ですよ、靈感商法。政治家として、いまこれだけ大きな問題になっている旧統一協会について岡山県はどういう風な団体だと思っておられるのか聞きたかったのですけれども、もう一度お答えください。

知事

旧統一協会についてどのように考えているかということでございます。

私、当年とって 56 歳。80 年代大学に通った人間、この議場にもいらっしやると思いますけれ

ども、大学に入ってまず、警告を受けた、注意されたいいくつかのうちの 하나가、原理研究会には近づいてはいけないということでありました。東京大学においても私入学前に何人もの生徒が、結果的に人生が悪い方に大きく変わってしまったという事例がありました。私のあとどうなっているかは知りませんが、これは本当に大きな問題だと認識をされておりました。

そういう点において、統一協会についてはかなり特異な集団であろうと考えております。色々な考えに沿って、色々な活動をしている団体があり、他の団体から見るとなかなか理解できないということは、それぞれあるかと思えます。この思想の自由とか、宗教の自由とか色々ありますけれども、それをかなり超えた存在であるということ認識をしております。

私この10年ほど、統一協会、もしくは旧統一協会の報道に接しておりませんでしたので、もう私はてっきりこの活動が極端に低く、活動レベルが低くなっていると、問われれば認識をお答えする。そもそも意識に上っていなかったわけでありました。

実は活発に活動を続けていた、というのを、今回の安倍元総理の事件で初めて知ったわけでございます。

被害者がこれ以上増えないように、努めなければいけないと思っております。

氏平議員

色々つながりがある、家庭教育応援条例の背景にこの旧統一協会の大きな運動があるということについて、色々な実例を出しながら質問させて頂きましたけれども、県のお立場としてはっきりとこの条例と統一協会の関係はなかなか言いにくい、わかりにくいのではないかなと思っておりますけれども、もう色々なところでこういう動きが活発にされているという事は事実でございますので、県として、この関係について、それはわかりませんでしたでは済まないようなことも起こりうるので、ここまで言われているのだから調査はすべきではないかと思うのですけれども教育長どのようにお考えでしょうか。

加藤議長

答弁に対しての再質問ということですので、今のご質問はそれに当たらないと思っておりますが、ちょっと精査してください。

調査をするということ自体についてのご質問ではなかったと思っておりますので、これについては答弁は必要はないという風に思います。

氏平議員

わかりました。それでは「調査をしてください」という要望でとどめておきますのでよろしくお願い申し上げます。

この間、初めて旧統一協会問題を述べて参りましたけれども、皆さん、最初に私が述べたように、自民党の茂木幹事長そのものも、旧統一協会と今後一切関係を持たないと言われていま

す。そして先日岸田総理は、地方議員についてもこれから調査をするということも言及をされました。

私どもの団で調査をしたところ、現職の岡山県議会の中でも公金である政務活動費を使って世界平和女性連合に会費を支出したり、世界日報の購読をしたりしている議員がいることもわかりました。

家庭を壊し、人生をめちゃくちゃにされる被害者をこれ以上生まないように、まずは私たち議員もそして行政もこの反社会的カルト集団ときっぱりと決別をし、自らを省みて襟を正さなければならぬのではないのでしょうか。そのことを皆さんと一緒に訴えさせて頂きたいと思います。よろしく申し上げます。